

I マナビィセンター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、マナビィセンター（以下「センター」という）の各コーナーの利用に当たり、徳島県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という）とコーナー利用者との間の関係について定める。

(利用者の責務)

第2条 利用者は次の行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とした利用行為
- (2) 公序良俗に反する利用行為
- (3) 宗教の普及活動を目的とした利用行為
- (4) 政治活動または政党の宣伝活動を目的とした利用行為
- (5) 法令に違反する行為または違反する恐れのある行為
- (6) 著作権を侵害する行為
- (7) 他の利用者または第三者をひぼう若しくは中傷し名誉を毀損する行為
- (8) 他の利用者または第三者の財産やプライバシーを侵害する行為
- (9) センターの管理に支障をきたす物またはその恐れのある物を持ち込む行為
- (10) センターにおいて設置ならびに管理している物品等をセンター外へ持ち出す行為
- (11) センター内での飲食（ただし、まなびいルーム・交流コーナーは除く）
- (12) 徳島県視聴覚ライブラリー所蔵資料のコピー及びダビング行為
- (13) 映像資料閲覧用機器でのコピー及びダビング行為
- (14) その他、他の利用者の迷惑になるような行為

(運用時間)

第3条 センター利用に当たっての各コーナーの運用時間は、マナビィセンター開館日の午前9時から午後5時までとする。

(利用の制限または退出)

第4条 総合教育センターは、前に掲げるもののほか、センター管理運営上支障があると認めるときは、センターの利用制限または退室を命ずることができる。

(利用の中止)

第5条 センターは、次の事由に該当する場合には、コーナーの利用を中止することができる。

- (1) センターによるコーナー等の改善のため運用、電気通信事業者による設備の保守その他障害等により必要やむを得ないと認められる場合
- (2) 天変地異等による不可抗力

(利用料)

第6条 コーナーの利用にかかる経費については、徴収しない。

(遅延または中断)

第7条 総合教育センターは、いかなる理由によりコーナーの利用の遅延または中断等が生じたとしても、その結果利用者が被った被害について責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 自己の責めによりコーナーの設備または資料等を亡失し、破損し、若しくは汚損したときには、総合教育センター所長の指示に従い、現品または相当の対価をもって弁償しなければならない。

(まなびいルームの利用)

第9条 まなびいルームを利用しようとする者は、第10条による手続きにより承認を受けた後、必要な機器(付属物を含む)やパネル等を借りて利用することができる。

(まなびいルームの申込の方法)

第10条 まなびいルームを利用しようとする者は、まなびいルーム施設利用申込書(様式第1号)に所定の事項を記入し、あらかじめ提出しなければならない。

(交流コーナーの利用)

第11条 交流コーナーを利用しようとする者は、第12条による手続きにより承認を受けた後、必要な機器(付属物を含む)やパネル等を借りて利用することができる。

(交流コーナーの申込の方法)

第12条 交流コーナーを利用しようとする者は、交流コーナー施設利用申込書(様式第2号)に所定の事項を記入し、あらかじめ提出しなければならない。

(視聴覚ライブラリーの利用)

第13条 視聴覚ライブラリーを利用しようとする者は、受付カウンターにて承認を受けた後、必要な機器(付属品を含む)を借りて利用することができる。ただし、原則として視聴覚ライブラリーが所蔵する物に限る。

(ノンリニア編集機の利用)

第14条 ノンリニア編集機を利用しようとする者は、受付カウンターにて視聴覚用材・機材利用簿を記入し、承認を受けた後、マニュアルおよび必要機器(付属品を含む)の貸与を受け、利用することができる。

2 利用者は、コーナーの利用により作成した自作データを持ち帰ることができる。

3 利用者は、前項のデータを利用者自らの利用以外の目的で複製し、その他これを販売するなど、その方法の如何を問わず第三者による利用を供してはならないものとする。

(情報検索コーナーの利用)

第14条 情報検索コーナーを利用しようとする者は、受付カウンターに申し出ることなく利用することができる。ただし、情報端末機器の利用は情報検索以外には認めないものとする。

(視聴覚ライブラリーの利用)

第15条 視聴覚ライブラリーの利用については、別途定めることとする。

(貸出登録及び利用者カードの交付)

第16条 総合教育センターは、コーナーの貸出登録をした者に対し、利用者カード(様式第3号)を交付する。

2 前項の貸出登録をしようとする者は、利用者カード申込書(様式第4号)を提出しなければならない。

3 貸出登録をしようとする者は、次のいずれかを提示しなければならない。

(1) 運転免許証, 健康保険証, 住民票

(2) 身分証明書, 学生証又は生徒手帳など, 住所及び氏名を確認できるもの

(3) その他, 総合教育センターが適切と認めたもの

(利用者カードの返納等)

第17条 利用者カードの交付を受けた者は、第16条の規定に該当しなくなったとき、及び総合教育センターが不適切と認めたときは、利用者カードを返納しなければならない。

2 住所、氏名等の変更が生じたときは、速やかに総合教育センターに届けなければならない。

(規約の変更)

第18条 本規程は、利用者の承認を得ることなく変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年11月 1日から施行する。

2 この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。

3 この規程は、平成20年 4月22日から施行する。